

診療報酬に係る施設基準等について

竹田こどもクリニックでは、診療報酬の算定にあたり、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨を厚労省地方厚生局に届出の上、次のとおり算定を行っています。

1. 届出を行い算定している施設基準

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 小児かかりつけ診療料Ⅰ
- ・ 時間外対応体制加算Ⅲ
- ・ 機能強化加算
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算Ⅲ
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ・ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算Ⅲ

2. 届出を要しないが算定可能な項目

以下は、個別の施設基準の届出を要しませんが、診療内容等に応じて算定することができる項目です。

- ・ 外来・在宅物価対応料
- ・ 特定機能病院等紹介患者受入加算
- ・ 連携強化診療情報提供料

3. 現在は届出をしていないが今後届出を検討している施設基準

- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 発熱患者等対応加算
- ・ 連携強化加算
- ・ サーベイランス強化加算
- ・ 抗菌薬適正使用体制加算

当院は、関係法令及び診療報酬の算定ルールを遵守し、適切な診療を行っています。

ご不明な点がございましたら、受付までおたずねください。

令和8年6月1日
竹田こどもクリニック
院長 竹田 弘